

(5) 補助金、交付金の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
納税貯蓄組合補助金	両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用します。	32
農業者年金連絡協議会補助金	協議の運営費補助であり、合併後の新組織に 従来 の補助を行います。	33
単独補助金の適正化	両市町とも補助金総額の抑制に努めてきており、 合併後も引き続き実施 します。	34
東京・筑波直結鉄道建設・誘致促進大会千葉ブロック大会助成金	野田市民・関宿町民を対象とした千葉ブロック大会への会場市としての助成であり、 現行のとおり とします。	35
野田市国際交流協会補助金	国際交流協会の活動範囲は関宿地域に拡大するものの、会員数等を考慮し、 現行の野田市の補助額 とします。	36
野田市森林組合補助金	関宿町では、実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。(補助金額は、現行のとおりとします。)	37
手話サークルけやきの会	統合した場合、並列して存続した場合のそれぞれについて、社会福祉協議会補助金との関係の整理にも留意しつつ、 新市において適切な補助水準のあり方について検討 します。	38
野田市身体障害者福祉会	統合した場合、並列して存続した場合のそれぞれについて、社会福祉協議会補助金との関係の整理にも留意しつつ、 新市において適切な補助水準のあり方について検討 します。	39
野田点訳奉仕会	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	40

協議項目	調整方針	事務事業 NO
朗読グループあいの会	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	41
野田市肢体不自由児者父母の会	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	42
野田市手をつなぐ親の会	統合した場合、並列して存続した場合のそれぞれについて、社会福祉協議会補助金との関係の整理にも留意しつつ、 新市において適切な補助水準のあり方について検討 します。	43
野田市聴覚障害者協会	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	44
心身障害者釣大会負担金	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	45
障害者（児）と市民のつどい（おひさまといっしょに）	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	46
野田市・関宿町医師会事業補助金	両市町ともに同一団体へ実施しているので、 現行のとおり とします。（両市町の補助金の合計額を維持）	47
野田准看護高等専修学校運営事業補助金	両市町ともに同一団体へ実施しているので、 現行のとおり とします。（両市町の補助金の合計額を維持）	48
野田市・関宿町歯科医師会事業補助金	両市町ともに同一団体へ実施しているので、 現行のとおり とします。（両市町の補助金の合計額を維持）	49
野田保健所管内食品衛生協会事業補助金	両市町ともに同一団体へ実施しているので、 現行のとおり とします。（両市町の補助金の合計額を維持）	50
調理師会補助金	野田市のみ実施しているが、 現行のとおり とします。（同一団体のため現行の補助金額を維持）	51

協議項目	調整方針	事務事業 NO
精神障害者共同作業所運営費補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	52
野田ボランティア協会	関宿町には該当団体がないので、 野田市の現行のとおり とします。	53
野田市献血推進協議会	関宿町には該当団体がないので、 野田市の現行のとおり とします。	54
傷痍軍人会	関宿町には該当団体がないので、 野田市の現行のとおり とします。	55
原爆被爆者の会	関宿町には該当団体がないので、 野田市の現行のとおり とします。	56
サンスマイル	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	57
フレンドリーシアター	合併後、社会福祉協議会補助金との関係に留意しつつ、 新市の負担割合に応じて負担 します。	58
野田市交通安全対策協議会補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。基本的には現状維持だが、合併により啓発物資の購入が増え、協議会予算が不足した場合は、補助金の増額が必要となる。	59
野田市防犯組合補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。(防犯組合の事業を全市的に推進するため、人口比率により、補助金の増額が必要となる。)	60
野田市防犯モデル地域連絡協議会補助金	関宿町では実施していないので、当面 野田市の地域において現行のとおり とします。(防犯活動の模範となる事業を展開する団体として支出するため、現状維持とする。)	61

協議項目	調整方針	事務事業 NO
野田地区交通安全協会補助金	野田市、関宿町ともに同一団体に対し補助をしており、合併に伴い事業規模が変動するものではないので 現行のとおり とします。(両市町の補助金の合計額を維持します)	62
小規模事業所経営改善普及相談所補助金	商工会議所、商工会で実施している事業についての補助金であり、合併した場合、併存した場合について、それぞれの事業内容、事業規模等を踏まえ、 バランスを考慮した補助水準の見直し を図ります。	63
商工会議所青年部活動補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	64
野田地域職業訓練協会補助金	関宿町も含む野田地域を対象に事業を展開する法人であって、 新市においても野田市の現行の補助額を維持 します。	65
野田地区雇用対策協議会補助金	両市町ともに同一団体へ補助をしており、合併後も事業規模は変わらないと見込まれることから、 両市町の補助金の合計額を維持 します。	66
野田地区労働組合連合会補助金	両市町を対象エリアとして活動しているため、 新市においても野田市の現行補助額を維持 します。	67
野田地区労働者福祉協議会補助金	両市町を対象エリアとして活動しているため、 新市においても野田市の現行補助額を維持 します。	68
松戸公共職業安定所雇用促進協力会助成金	両市町ともに同一団体へ助成しており、合併後も事業規模は維持されると見込まれることから、 両市町の助成金の合計額を維持 します。	69
連合千葉野田・流山地域協議会補助金	両市町を対象エリアとして活動しているため、 新市においても野田市の現行補助額を維持 します。	70
互助転作推進協議会補助事業	関宿町では該当する団体がないので、 野田市の現行のとおり とします。	71

協議項目	調整方針	事務事業 NO
野田市内土地改良区団体補助金	両市町ともに同様の団体へ補助しているため、 現行のとおり とします。(両市町の補助金の合計額を維持します)	72
異業種交流事業推進補助金	現在でも市町の会員がおり、野田市から補助となっており、 合併後においても現行のとおり とします。	73
中小企業経営者従業員講習会共催分担金	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。	74
千葉県専修学校各種学校協会研修助成金	関宿町には、野田市が助成している協会に相当する団体・学校がなく、助成していないので、 現行の野田市の助成額 とします。	75
少年野球連盟事業補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 し、関宿町の少年野球団体の青少年健全育成に努めます。補助額については、合併後所要の見直しをしていきます。	76
こどもまつり事業補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用し、実施対象地区を関宿町にも拡大 します。補助額は、参加者の増が見込まれることから所要の見直しをしていきます。	77
スカウト連絡協議会事業補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 し、関宿町の円滑な事業実施を図ります。関宿町のスカウト団体と協議会の関係は今後検討します。	78
青少年補導員連絡協議会事業補助金	関宿町では実施していない 青少年補導員の活動が関宿町にも拡大 されますが、その運営補助については野田市の枠内での運用が可能であることから現行どおりとします。	79

協議項目	調整方針	事務事業 NO
子ども会健全育成活動事業補助金	野田市開発協会からの指定寄附を受けての補助制度であり、今後の景気の動向を踏まえ、 合併後の新市における子ども会の体制と事業実施について十分に検討 していく必要があると考えます。	80
子ども釣大会負担金	野田市開発協会からの指定寄附と野田市の単独補助を合算した補助制度であり、今後の景気の動向を踏まえ、 合併後は有効な助成制度となるよう事業内容を十分に検討 していく必要があるところです。	81
銚子市きれいなまちづくり運動推進協議会賛助 会負担金	両市町ともに同一団体の構成員となっているので、 新市分1団体として負担 します。	82
北茨城市環境保全関係協力金	関宿町においては、一般廃棄物の最終処分を銚子市内の処分場のみで行っています。野田市では銚子市内の最終処分場への負荷を緩和し、廃棄物処理を円滑に進めるため、北茨城市にも最終処分場を確保しているため、 野田市の制度を適用 します。	83
戦没者慰霊塔保存補助金	野田市の遺族会は、会の運営に関する経費は自主財源で対応しており、それとのバランスを図る必要があること、近隣市でも柏市を除き行政からの団体補助は行っていないことから、より補助効果の高い取り組みに対する支援に重点化するという考え方に立ち行政の支援としては、 野田市の現行のように慰霊塔の維持管理に要する経費への補助 に特化します。(社協の補助金との役割分担を行います)	84
野田市園芸振興団体補助事業、関宿町そ菜出荷 組合連合会事業補助金	現行のとおり とします。(両市町の補助金の合計額を基本とし、事業規模等バランスを踏まえ補助水準を見直します)	85
農産物加工推進協議会補助事業	野田市の組織に統一した上で、 事業規模に見合った補助額に見直 します。	86
畜産団体育成補助事業(野田市)、酪農組合連合 会補助金(関宿町)	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。(両市町の補助金の合計額を基本とし、事業規模等のバランスを踏まえ補助水準を見直します)	87

協議項目	調整方針	事務事業 NO
農業後継者対策事業費補助金、4Hクラブ連合会補助金	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。(両市町の補助金の合計額を維持)	88
野田市生産調整対策協議会助成	野田市、関宿町の両協議会が果たしてきた機能は、野田市生産調整対策協議会が担う(町の協議会は廃止)こととします。 国県補助を受けた助成を引き続き実施 します。	89
野田市農産物消費拡大推進協議会補助事業	野田市の組織に統一した上で、 事業規模に見合った補助金に見直 します。(野田市の制度の方が事業内容が充実しているため野田市の組織に統合します。)	90
基盤整備推進協議会補助金	野田市の制度に統一 します。(担い手への農地集積事業等のソフト事業であり、事業区域が同一であることから、野田市の現行補助額を交付)	91
野田・関宿地区土地改良区連合協議会補助金	野田市の制度に統一 します。(土地改良区を行う土地改良事業への施行運営、援助並びに指導等のソフト事業であり、事業区域が同一であることから、野田市の現行補助額を交付)	92
東葛北部農業用水保全対策協議会負担金	両市町ともに同一団体への負担をしているので、 現行のとおり とします。(両市町の負担金の合計額を維持します)	93
東葛農業共済組合補助金	合併後、 新市の負担割合に応じて負担 します。	94
財)千葉県消防協会東葛飾支部野田分会交付金	関宿町では実施していないので、 野田市の現行のとおり とします。(関宿町消防職団員も加入)	95
千葉県立野田高等学校定時制教育振興会助成金	同一団体に対する助成金(負担金)であるため、合併後は、4市での助成となりますが、 現行の野田市の助成額 とします。	96
租税教育推進協議会補助金	関宿町に置かれている 租税教育推進協議会 は廃止します。	97

協議項目	調整方針	事務事業 NO
千葉県市町村職員年金者連盟野田支部助成金	関宿町の千葉県市町村職員年金者連盟東葛飾支部会員は、合併に伴い野田支部に加入するため、 合併の前日をもって東葛飾支部を脱退 します。野田支部助成金については、合併時に会員数が増加するが、助成金の算出は特に根拠を有しないため、また補助金見直しを考慮し、増額せず、現行額（１００千円）とします。	98
野田市農業資材対策協議会補助事業	野田市の組織に統一した上で、 事業規模に見合った補助額に見直し します。	99
野田市ライスクラブ、稲作部会補助金（関宿町）	合併を機に補助金は廃止 します。（稲作部会の所期の目的である水稻の適正な生産については、農業改良普及センター及び農協が主体となって進められており、部会の必要性が著しく低くなったため、稲作部会補助金を廃止します）	100
明るい選挙推進協議会補助金	両市町の内容に若干の違いがあるので、野田市の制度を適用し、補助金については、 野田市の現行の補助金で維持 します。	633
利根川上流河川利用者協議会補助金	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。	634
社会福祉協議会補助金	両市町の補助額の合計額を基本とし、社協同士の合併による事業内容の見直し、組織体制の整備の方向を踏まえ、 新市において適切な補助水準のあり方について検討 します。	635
自治会連合会補助金	関宿町の世帯数に比例して補助金を増額します。野田市で平成１１年に交付金の制度を規則化した際の増額方法により、 関宿町の世帯数増に対応した額 とします。	636

協議項目	調整方針	事務事業 NO
交通安全対策指導員 各地区連絡会補助金	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用します 。野田市交通指導員が実施している早朝の立哨活動に対して支部に交付する活動補助金であるため、関宿町の交通指導員にも立哨活動を実施してもらうことにより、立哨箇所数に応じた補助金を関宿支部に支出する。それに伴い、関宿町より支出している安全協会関宿支部への補助金を廃止します。	637
観光協会補助金	野田市では、各イベント毎に補助金を交付しておりますが、関宿町では観光協会が関宿城フェスティバルを主催していることから、観光協会への補助金が多くなっています。両市町の観光協会が合併されることとなった場合は、事業規模が大きい 関宿城フェスティバルについては、野田七夕まつりと同様、実行委員会方式 に切り替え、それ以外の事業を観光協会の事業として位置付ける方向で検討します。	638
商工会議所事業補助金	商工会議所、商工会への補助金については、合併した場合、併存した場合のそれぞれについて、市内の 商工業振興に資する事業に対し補助することを基本として補助水準を見直します 。併存した場合は、両団体の会員数、事業規模等のバランスを踏まえ補助水準の見直しを図ります。	639
野田市消防防災協会助成金、関宿町危険物安全協会運営事業補助金	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。両団体のそれぞれの事業運営に対し、市町から補助金が交付されているが、統一後は野田市で実施している事業を中心に取り組むこととなります。	640
教育研究会補助金等	両市町の内容に違いがあるので、教師の専門性を高め、充実した研修を実施するために 野田市の制度を適用 します。	641
関宿町青色申告推進協議会補助金	野田市には該当団体がないので、 関宿町の現行のとおり とします。(野田市では、柏青色申告会野田支部に直接補助金を交付。)	733

協議項目	調整方針	事務事業 NO
柏青色申告会野田支部補助金	関宿町には該当団体がないので、 野田市の現行のとおり とします。(柏青色申告会関宿支部を含む「関宿町青色申告推進協議会」に補助金を交付している限りにおいては、その傘下である柏青色申告会関宿支部に補助金を交付することはありません。)	734
職員福利厚生会	関宿町に置かれている 関宿町役場職員福利厚生会 は 合併に伴い廃止 しますが、以前から検討している 互助会 の設立を進めます。	735
野田市土地区画整理事業補助金交付規則	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。(事業準備段階から事業完了までそれぞれの段階で補助する制度であり、施行者にとって安定した事業執行が図られます。)	736
社会教育・文化団体等補助金	文化団体協議会については、統合した場合、併存して存続した場合のそれぞれについて、 新市において適切な補助水準のあり方について検討 します。PTA連絡協議会は活動内容に変更がなく、また、婦人団体連絡協議会、野田美術会については、関宿町に該当する団体がないため、 野田市の制度を適用 します。文化祭実行委員会は、特別の事業を行う場合の補助金であるため、 現行のとおり とします。	737
体育指導委員連絡協議会補助金	野田市の制度を適用 し、補助金ではなく、必要な事業経費は市の歳出として予算計上します。また、両市町の協議会は一本化します。	738
体育協会事業補助金	両市町の体育協会は、一本化の方向であり、一本化後の補助金については、 野田市の算定基準を基本として算定 します。	739
健康で明るい県民づくり推進員連絡協議会事業補助金	千葉県が主導している県民づくり運動の内容が変更になり、補助金とは異なる方法で展開されるのを受けて、この 補助金は廃止 します。(但し、事業については見直しを図り、両市町一本化して実施します。)	740
青少年相談員連絡協議会事業補助金	両市町ともに同一の制度であり、合併後は 組織を統一し、野田市の制度を適用 します。補助金は合算額とします。	741

協議項目	調整方針	事務事業 NO
子ども会育成連絡協議会事業補助金	両市町の事業の実施内容に違いがあるので、 組織を統一し、野田市の制度 を適用します。補助額は合算額とします。	742
警察署少年補導員連絡協議会事業補助金	同一団体に対する補助金であり、野田市からの補助金だけで事業の実施が可能であるため、合併後は 現行の野田市の補助額 とします。	743
野田地方学校警察連絡協議会補助金	同一団体に対する補助金であり、野田市からの補助金だけで事業の実施が可能であるため、合併後は 現行の野田市の補助額 とします。	744